第

4641 号 REÂDAS リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊,每日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2012年)平成24年12月28日 金曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: http://www.zeirishi-miwa.co.jp

△ ネット上での酒類販売

Q:当社は、ネットで酒類販売をすること を検討しています。お酒の販売免許は必要で すか?

A:酒類の販売業又は販売の代理業もしくは媒介業をしようとする者は、原則として、販売場の所在地を所轄する税務署長の免許を受ける必要があります。

【解説】

インターネット上で継続的に酒類の販売を 行おうとする場合には、ホームページ開設者 が酒類の販売業者に該当することとなります ので、通信販売酒類小売業免許が必要となり ます。ただし、販売場の周辺地域の住民に限 定してする通信販売は、一般酒類小売業免許 の対象となります。

また、プロバイダー等の第三者が継続的に 酒類販売業者等と消費者間の酒類の受注・発 注に介在する場合には、インターネット上に おける受注の形態、代金決済の方法、販売契 約の決定権の有無、返品や事故等の発生時の 危険負担の有無等を総合的に勘案し、その第 三者が酒類販売の当事者であると認められる 場合には、通信販売酒類小売業免許が必要と なります。

なお、酒類販売の当事者に該当しない場合であっても、プロバイダー等が継続的に酒類販売業者等と消費者間の酒類の受注・発注に介在する行為は、一般的には酒類販売の媒介業に該当することとなりますので、酒類販売媒介業免許が必要となります。







